

## 令和5年12月の法人税務についてのお知らせ

国 税 の 種 類		納 付 ・ 提 出 期 限		提 出 先
1	源 泉 所 得 税 (令和5年11月分)	納付期限	令和5年12月11日(月)	税 務 署
2	法人税・消費税等 (令和5年10月31日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和6年1月4日(木)	税 務 署
3	法人住民税・法人事業税 (令和5年10月31日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和6年1月4日(木)	市長村長・ 都道府県知事
4	法人税・消費税等 (令和6年4月30日決算法人)	中間申告書の提出期限	(直前課税期間の年税額が 48万円超400万円以下) 令和6年1月4日(木)	税 務 署
<p>※注 1年決算法人で算出された中間納付税額が以下のときは、申告不要です。  <b>法人税の中間申告納付額 10万円以下・消費税の中間申告納付額 24万円以下</b></p>				
5	法人住民税・法人事業税 (令和6年4月30日決算法人)	中間申告書の提出期限	令和6年1月4日(木)	都道府県知事 ・市町村長

## 税 理 士 さ ん の 豆 知 識

### 「適格返還インボイス(売上値引き・返品)」の発行について

- 売上による適格インボイスの発行後に値引き・返品が行われた場合、適格返還インボイスの発行が義務付けられました。
- 但し、値引き・返品の額が1万円未満の場合は、返還インボイスの交付義務が免除される。  
(少額返還インボイス交付義務免除)
- 金融機関の振込手数料(自社負担分…請求金額から振込手数料を差引きで入金)を値引き・返品として処理することができます。この場合適格インボイス(値引き・返品)により処理することになります。
- 3の場合の仕分けは、以下のとおりです。

借方		貸方	
(現金) 9,900		(売掛金) 10,000	
(売上値引) 100			

### 「金融機関の振込手数料の自社支払分の処理」

- ATM以外からの振込手数料については、金融機関で適格インボイスを発行してくれます。
- ATMからの振込手数料は、3万円未満であれば適格インボイス(登録番号なし)がなくても消費税の100%控除できます。
- 1,2により自社が振込手数料を支払ったときは、通信費(振込手数料)の科目で処理します。
- 自社が買掛金の振込を、手数料を差引きで行った場合は下記の仕分けとなります。

借方		貸方	
(買掛金) 10,000		(預金) 9,900	
		(通信費) 100	